令和６年3月

**令和６年度介護職員処遇改善加算の届出について**

箱根町福祉部福祉課

　介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、**前年度に当該加算を算定しているか否かにかかわらず、年度ごとに届出が必要**となります。

　また、令和５年度において当該加算を算定し、令和６年度から算定を行わない場合は、加算の取り下げの届出をお願いします。

**なお、厚生労働省通知のとおり、令和６年６月に制度が一本化し加算率が引きあがることから、様式が変更されます。下記の厚生労働省通知を参考に、準備を進めてください。**

**○ 介護職員処遇改善加算に関する書類の届出の期日について**

**提出期限：令和６年4月1５日（月）**

※　年度の途中で加算の算定を開始する場合は、加算の算定を開始する月の前月末日までに提出してください。

**提 出 先**：〒250-0398　足柄下郡箱根町湯本256

箱根町福祉部福祉課　介護保険係（郵送での提出可）

**必要書類**：厚生労働省から新様式が発出され次第あらためてお知らせします。

　　　　　　以下の厚生労働省通知を参考に、準備を進めてください。

* 参考通知

1. 介護保険最新情報Vol.1209（介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（案）の送付について）
2. 事業者向けリーフレット
3. 介護保険最新情報Vol.1195（令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について」の送付について）

【問い合わせ先】

介護保険係

TEL：0460-85-7790

FAX：0460-85-8124